

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

GH入居者数、施設を逆転～障害福祉計画の集計 厚労省

2020年度にグループホーム（GH）で暮らす障害者が障害者支援施設に入所する人の数を上回ることが6月27日、厚生労働省の集計で分かった。施設からGHなどの施設意向を進め、入所者数を減らす政策により逆転する。一方、精神科病院の長期滞在者数は厚労省の掲げた目標ほどは減らないことが判明。厚労省は退院した精神障害者を応援する地域住民を増やす方法を模索し、退院が進む環境づくりを進める考えだ。

都道府県が策定した第5期障害福祉計画（2018～2020年度）の集計結果を、同日の社会保障審議会障害者部会（部会長＝駒村康平・慶應義塾大教授）に報告した。計画には、厚労省が示した目標値を踏まえ、2020年度までのサービス利用見込みが盛り込まれている。

それによると、施設入所者は2018年度の13万583人が2020年度は3%減の12万7399人になる。GHは2018年度の入居者数12万2114人が、2020年度は11%増の13万6019人となり、1989年の制度化から初めて施設入所者を上回る。

施設入所者の約8割、GHの約7割は知的障害者だ。入所施設やGHなどで構成する日本知的障害者福祉協会の井上博会長は本紙の取材に、「GHの利用者が施設利用者を上回るのは、選択肢が増えたという意味で良いことだ。GHでの生活が地域社会とつながるよう、さらなる工夫が必要だ」としている。

一方、精神科病院の入院期間が1年以上の長期在院者数は、さほど減らない。厚労省は18万5000人（2014年）を2020年に15万7000人以下にする目標を掲げたが、集計結果では15万9000人。その半分以上が65歳以上の高齢者だ。

厚労省は入院後3カ月、6カ月、1年時点で目標とする退院率（それぞれ69%以上、84%以上、90%以上）を示し、45都道府県がそれを上回る目標を設定した。しかし、実績が伴うかは不透明だ。

退院率に関する厚労省の目標値より低く設定した山口県は、本紙の取材に「入院患者が高齢化し、なかなか退院が進んでいない。そうした現実に合わせて設定した」（障害者支援課）と話す。

同日の障害者部会で委員からは、「退院率ありきではダメだ。地域移行にはとても手間がかかる。精神疾患を予防する観点が必要だ」（松田ひろし・日本精神科病院協会副会長）との声も上がった。

厚労省は今後退院を促すには、受け皿となる地域に理解者を増やすことが必要と判断。その方策として「精神障害者地域生活サポーター（仮称）」の養成を検討する考えを明らかにした。

既に先行している「認知症サポーター」（約1000万人）を参考に、「年齢や立場を問わず広く住民に精神障害について理解を深めてもらいたい」（精神・障害保健課）としている。

このほか、2018年度からの新サービスの利用者見込みも分かった。

「自立生活援助」（施設やGHから1人暮らしに移る人をサポート）は2018年度で4550人、「就労定着支援」は1万3572人。いずれも2020年度まで増える見込みだ。

人口10万人当たりの施設入所者が全国で最も少ない神奈川県は、自立生活援助の利用者数を480人、就労定着支援の利用者数を1686人と見込んでいる。いずれも全国の利用者数の1割超を占め、「施設から地域での暮らしや一般就労への移行をさらに進める」（障害福祉課）としている

第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画（目標集計）

○都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3年を一期として定めることとしており、平成30年度から平成32年(2020年)度を計画期間とした第5期障害福祉計画・第1期障害福祉計画について、各都道府県が設定した目標値の集計を行った。

○障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）を踏まえることとなっており、同指針では、地域移行や就労に関する成果目標を定めている。

※＜目標値＞国の基本指針で定める成果目標

※＜集計値＞都道府県が設定した目標値を集計したもの

1. 施設入所者の地域生活への移行

■平成32年(2020年)度末における地域生活に移行する者の目標値。

＜目標値1＞平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。

＜目標値2＞平成32年(2020年)度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所数から2%以上削減。

平成28年度末の入所者数 (人) (A)	地域生活移行				施設入所者数の削減				
	地域生活移行者数 (人) (B)	地域生活移行率			平成32年度末の入所者数 (人) (C)	削減目標 (人) (D=A-C)	削減率		
		＜目標値1＞	＜集計値1＞ (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県			＜目標値2＞	＜集計値2＞ (D)/(A)	基本指針を満たす都道府県
120,726	9,711	9%以上	8.0%	22	118,103	2,623	2%以上	2.2%	36

2. 地域生活支援拠点の整備

■地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1つを整備する。

○地域支援拠点等とは、地域で暮らしの安心感を担保するために、緊急時の受入体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくり等の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいう。

基本指針を満たす都道府県
41

3. 福祉施設から一般就労への移行

■福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行なう事業をいう）を通じて平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値。

<目標値1>平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上。

平成28年度の一般就労移行者数(人) (A)	平成32年度の一般就労移行者数(人) (B)	一般就労移行比率		
		<目標値>	<集計値> (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県
15,503	22,625	1.5倍以上	1.5	35

<目標値2>平成32年度末における就労支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加。

<目標値3>就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

<目標値4>就労定着支援事業による1年後の定着率を80%以上とする。

平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数(人) (A)	平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数(人) (B)	就労移行支援利用率			就労支援事業所の就労移行率		就労定着支援事業による1年後の定着率
		<目標値2>	<集計値2> (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県	<目標値3>	基本指針を満たす都道府県	基本指針を満たす都道府県
38,545	52,831	1.2倍以上	1.4倍	43	50%以上	42	43

4. 障害児支援の提供体制の整備等

■重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター設置及び保育所等訪問支援の充実。

<目標値1>平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。

<目標値2>平成33年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築。

児童発達センターの設置		保育所等訪問支援利用できる体制を構築	
<目標値1>	基本指針を満たす都道府県	<目標値2>	基本指針を満たす都道府県
各市町村に1カ所以上	38	全ての市町村での体制の構築	37

<目標値3>平成32年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1カ所以上確保。

<目標値4>平成30年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置。

重症心身障害児を支援する体制				医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置					
児童発達支援事業所の確保		放課後等デイサービス事業所の確保		各都道府県で設置		各圏域で設置		各市町村で設置	
<目標値3>	基本指針を満たす都道府県	<目標値3>	基本指針を満たす都道府県	<目標値4>	基本指針を満たす都道府県	<目標値4>	基本指針を満たす都道府県	<目標値4>	基本指針を満たす都道府県
各市町村で1カ所以上確保	38	各市町村で1カ所以上確保	38	各都道府県で設置	46	各圏域で設置	34	各市町村で設置	27

総務省の情報通信審議会（総務大臣の訪問期間）の検討委員会は6月22日、情報通信技術（ICT）の活用により、障害の有無や年齢にかかわらず豊かな人生を享受できる「包摂的な社会（インクルーシブ社会）の構想をまとめた。今後、意見募集を経て8月下旬に同審議会が野田聖子総務大臣に答申する。

検討会は「人づくり」をキーワードとした「スマートインクルージョン構想」を打ち出した。高齢者らがICT機器の活用を気軽に相談できる人材として「ICT利活用推進委員制度」を創設する。また、ICTを学び合う「地域ICTクラブ」の拠点として、社会福祉協議会や児童館などを活用する。

2040年までの実現を目指し、関係省庁や高齢者、障害者の団体で構成する「スマートインクルージョン実現推進会議（仮称）」で具体化を進める。

人口減、労働不足といった社会構造の変化を踏まえ、高齢者や障害者の社会参加、就労を後押しする。同日の検討委員会に出席した野田大臣は「障害者団体からのリクエストが一番多かった。うれしかった。これは財産になる。日本には使われていない力がまだまだある」と話した。

検討委員会は2017年11月発足の「IoT新時代の未来づくり検討委員会」。「人づくり」のほか「地域づくり」「産業づくり」を軸に政策パッケージをまとめた。

「人づくり」の視点から目指す姿の例として「健康100年ボディ」（補助アームを装備した高齢者が登山する）、「あらゆる翻訳」（目や耳が不自由でも自分の選んだメニューで会議内容を翻訳するシステム）などをイラスト付きで示した。

高齢者や障害者を支援する技術開発を進める際には、企画段階から障害者など当事者が参加することを明記。障害者が情報にアクセスする手段については「スマートインクルージョン実現推進会議（仮称）」に部会を設けて議論する。

IoT新時代の未来づくり検討委員会 産業・地域づくりWG とは

2030～2040年頃を展望しつつ、日本の「未来」をつくる情報通信政策の在り方を検討するために、下記の実施を目論み開かれた諮問会議。

- ①2020年以降に人口減少社会がさらに進行する中で、日本が直面する課題の現状認識をICT分野を超えて前広に整理。
- ②IoT・AI・ロボットなど2030～2040年頃の新時代を展望し、イノベーションにより将来起こりうる未来イメージを制作。（省内若手による横断的な「未来デザインチーム」を設置。シンクタンクや女性活躍プロジェクト「IoTデザインガール等との協働により、具体イメージを委員会に提案。）
- ③WGからの報告を踏まえつつ、未来イメージから逆算する形で、日本の歩むべき道を支えるための情報通信政策のあり方を検討。

▼IoT新時代の未来づくり検討委員会「未来をつかむTECH戦略」とりまとめ（案）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000563057.pdf

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き一部改訂 厚労省

平成30年6月11日、厚生労働省より「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改訂版が公表された。主な改定内容は以下のとおり。

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な変更点

- (1) 障害者虐待の事案に証拠隠滅罪の罪に問われた事例を追記（P6、P10）
- (2) 障害者福祉施設従事者等による虐待の「障害者福祉施設等」に新サービスを追記（P7）
- (3) 刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱いの変更を追記（P7～P8）
- (4) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」の期間の拡充について追記（P23～24）
- (5) 「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記（P26～P27）
- (6) 社会福祉法の改正による変更点を修正（P44）

▼詳しくはこちら▼

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/dl/O624-3.pdf

平成30年7月豪雨に対する被災状況の確認について

西日本における豪雨により甚大な被害が発生しました。亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

全肢連では各地で発生した記録的豪雨や浸水、土砂災害などの被害に遭われた方、避難生活を余儀なくされている方々の情報収集を行うとともに、被災された関係者に対する支援を迅速に進めていきたいと考え、7月6日(金)に全肢連理事・各県肢連会長・事務局宛に被災状況の確認についての協力依頼文書をメール・FAXにて発信しました。引続き、貴地域の被災状況情報を事務局までお寄せいただきますようお願い申し上げます。

同時に、大阪府北部地震により被害を受けた関係者等の状況も情報収集しています。

☆問合せ先☆ 全肢連事務局 ☎：03-3971-3666 FAX：03-3982-2913

[mail：web-info@zenshiren.or.jp](mailto:web-info@zenshiren.or.jp)

*災害義援金 ご報告

全国からお寄せいただきました災害義援金について。今回の被害状況を踏まえ、岡山県肢連・広島県肢連へ下記のとおり見舞金として送金しましたのでご報告します。

1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

平成30年7月12日	岡山県肢体不自由児者福祉協会	¥100,000-
平成30年7月12日	広島県心身障害児者父母の会連合会	¥100,000-

全社協 被災地支援・災害ボランティアセンター情報

このたびの豪雨災害では甚大な被害が発生し、現在も行方不明者の捜索が続けられています。被災地では1万人以上が避難を続けているほか、多くの地域で停電や断水状態にあります。しかし土砂災害等により道路が寸断され、復旧作業にも時間を要する状況にあります。

現在、11府県の54か所で災害ボランティアセンター、及び社協ボランティアセンターで、多くのボランティアにより被災者の支援が行われています。

なお、人命救助の段階が続いている地域では、災害ボランティア活動については調整・準備中の所がありますので、災害ボランティア活動にあたっては、各地で発信する最新の情報を確認してください。

被災各府県の災害ボランティアセンター設置状況

府県	災害ボランティアセンター設置市区町村	設置準備中市町	通常社協ボランティアセンターで支援
岐阜県	1市		
京都府	7市町		
兵庫県	1市		1市
島根県	3市町		
岡山県	6市町（岡山市含む）		1市
広島県	12市区（広島市内2区含む）	5市町	2市
山口県	3市		
愛媛県	5市町		
高知県	2市		
福岡県	4市（福岡市含む）		
佐賀県	1町		
合計	45市町	5市町	4市

◆ボランティアの募集範囲について

災害ボランティアの募集については、当該市町村内・県内の方を対象としている所があります。これは、現時点で災害ボランティアセンターに寄せられている支援ニーズの状況により、一定の募集範囲でボランティアを呼びかけているものです。

今後の支援ニーズの状況によりボランティアの募集範囲は変化しています。現在設置・運営されている災害ボランティアセンターも、ボランティアの募集範囲を、市内・町内から県内在住の方に広げているところもあります。

「被災地支援災害ボランティア情報」をはじめ、各災害ボランティアセンターが発信する最新情報を確認くださるようお願いいたします。

▼詳しくはこちら 全社協HP▼

http://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyoo/actionreport/actionreport_h30flood.html

平成30年度 第1回障連協セミナー 開催案内

<趣旨>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、全ての国民が共生する社会の実現を目指し、全国においてさらにバリアフリー化を推進するとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みを進めることが必要となっている。

平成30年5月18日に可決・成立された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」には、理念規定に共生社会の実現や社会的障壁の除去を設け、国及び国民の責務として高齢者、障害者に対する支援(鉄道駅利用者による声掛け等)が明記され、「心のバリアフリー」の取り組みの推進が求められている。

本セミナーでは2020年に向けて始動している誰もが安心して快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりに向けた各自治体や関係機関の検討に際し、目指す社会を学び、今後、障害福祉関係者がどのように関わっていくか等、情報共有を目的に開催する。

<開催日時>平成30年9月4日(火) 午前10時20分~12時

<会場>全国社会福祉協議会 第1・2会議室

<参加費>1,000円(資料代込)

<申込締切>平成30年8月24日(金)必着

<講演>「2020年オリンピック・パラリンピックを見据えたユニバーサルデザインの街づくりに向けた取り組み」

講師：東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 教授 高橋 儀平氏

<主催>(社福)全国社会福祉協議会/障害関係団体連絡協議会

<申込先>障害関係団体連絡協議会 事務局 担当：安藤・高柳

☎03(3581)6502 FAX03(3581)2428

E-mail：z-shogai@shakyo.or.jp

※詳しくはこちらへ→ <https://www.shakyo.or.jp/>

事務局長交代のお知らせ

○大分県肢体不自由児者父母の会連合会(平成30年6月9日付)

前：事務局長 高村 辰巳 → 新：事務局長 秋吉 一恵

事務局より

いずみ・療育ハンドブックに関するアンケートについて

JKAの補助事業で発行している「いずみ」「療育ハンドブック」の向上を図るためのアンケートを各県肢連宛に6月28日付文書でお送りしています。

近年、補助金の申請が厳しくなっており、実際どれくらいの方に需要があるのかまたどのような内容を掲載したら良いのかを知ることを目的としております。

回答書に記入の上、7月31日(火)までに全肢連事務局に提出下さい。ご協力の程よろしくお願い致します。

2018年度 チャリティプレート助成金のご案内

＜助成金の選考基準＞

1. 選考対象者

以下の条件を満たすものを選考の対象とする。

①団体またはグループであること

○法人である必要はない。

○社会福祉法人および財団法人は特別の理由がない限り選考の対象としない。(NPO法人は可)

②アクティビティ・センター（自立生活センター、グループホームなど）または、小規模作業所であること。

2. 選考の条件

助成の対象となりうる条件は以下の通りとする。

①対象者

○設立日時 助成年度の前年の4月1日までに設立されていること。したがって、将来設計のみに対する助成は行わない。

○人員構成

イ、職員について 人数および雇用上身分・地位については問わない。

ロ、在籍する障害者について（職員を除く）全体で5名をこえること。

○財政状態

イ、総予算が年間2,000万円をこえないこと。

ロ、事業収入が800万円をこえないこと。

ハ、公費助成のうち、運営費助成(対利用者)が年間予算総額の75%をこえないこと。

○作業活動

イ、週1回または、それ以上開設されていること。

ロ、授産活動を行っているか否かは問わない。

ハ、将来の見通しが立っていること。

②申請物件 使用目的および緊急性が明確であることを重視し、以下の条件による。

○設備・備品・車両

○できるだけ1種類とする。

○物件の使用主体が職員であってはならない。ただし介助はこの限りではない。

○操作に特別の技術・知識を要する物件については、その指導を行う指導員が確保されていることを条件とする。

3. 助成金額

1件当たり50万円を上限とする。

4. 申込期間

平成30年7月2日（月）～10月1日（月）締切 ※必着

5. 申込先

特定非営利活動法人日本チャリティプレート協会 担当 諏訪

☎03(3381)4071 FAX03(3381)2289 E-mail: info@jcpa.net